

茨木市新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた市内で事業を行う小規模企業者等に対し、市が新型コロナウイルス感染症に起因した設備資金・運転資金のための融資について利子補給金を交付することによりその利子負担の軽減を図り、もって市内事業者の事業の継続を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者等 第4に規定する利子補給対象融資の対象者で、おおむね常時使用する従業員の数が、小売業、卸売業、サービス業（宿泊業、娯楽業、学術研究、専門・技術サービス業、インターネット付随サービス業を除く。）にあっては5人以下、サービス業のうち宿泊業、娯楽業、学術研究、専門・技術サービス業、インターネット付随サービス業又は製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業等若しくは医療法人にあっては20人以下の事業者をいう。
- (2) 特別利子補給 国が実施する特別利子補給制度をいう。
- (3) 事業所 一定の区画において従業者と設備を有し、事業活動が継続的に行われている場所をいう。

(利子補給対象者)

第3 利子補給の対象となる者は、小規模企業者等のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請時点で市内に事業所を有し、かつ事業実態がある者
- (2) 市内で事業継続の意思がある者
- (3) 第4に規定する利子補給対象融資の実行後、特別利子補給を受けた者
- (4) 利子補給対象融資に係る借入金を市内の事業所の運転資金又は設備資金に充てていること。
- (5) 市税を滞納しておらず、又は滞納解消に取り組んでいることを市長が認める者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(利子補給対象融資)

第4 利子補給の対象となる融資は、令和4年9月30日までに申込を行い、かつ実行

された後、特別利子補給の適用を受けた次の融資とする。ただし、令和2年1月29日以後に実行された融資に限る。

- (1) 大阪府制度融資 新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料補助型）
- (2) 日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付
- (3) 日本政策金融公庫 新型コロナウイルス対策マル経融資
- (4) 日本政策金融公庫 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- (5) 日本政策金融公庫 新型コロナウイルス対策衛経融資
- (6) 商工組合中央金庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付
- (7) その他市長が適当と認める融資

2 前項の規定にかかわらず、この事業における利子補給対象期間にその他の機関から利子補給金の交付を受け、又は受ける予定のある融資は、この要綱による利子補給の対象外とする。

（利子補給金額）

第5 利子補給金の額は、対象者が申請日の属する年度の前年度の1月から当該年度の12月までの間に支払った利子補給対象融資に係る利子の合計額とし、第6に規定する交付対象期間に基づいて算定する。

2 前項の規定にかかわらず、一事業者あたりの融資に係る利子補給金の額は、各年度において100,000円を限度とし、かつ一事業者あたりの融資に係る利子補給金の合計額は200,000円を限度とする。

3 延滞利息等は、利子補給金の対象外とする。

（交付対象期間）

第6 利子補給金の交付対象期間は、利子補給対象融資において国の3年間の利子補給終了日の翌日から起算して2年を経過する日の前日までとする。

（利子補給金の交付申請）

第7 利子補給金の交付を受けようとする者は、茨木市新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。この場合において、申請は1事業者につき同一年度内に1回を限度とする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 利子補給対象融資の実行を確認できる書類
- (3) 支払った利子の額を確認できる書類
- (4) 特別利子補給の適用が確認できる書類
- (5) 市内事業所の所在地を確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（利子補給金の交付決定）

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において利子補給金の交付を決定し、申請者に対し茨木市新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、利子補給金を交付することが不適当であると認めたときは、利子補給金の不交付を決定し、申請者に対しその理由を付して茨木市新型コロナウイルス関連融資に係る利子補給金不交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

（利子補給金の交付）

第9 市長は、第8第1項の規定により利子補給金の交付を決定したときは、申請者に利子補給金を交付する。

（立入検査）

第10 市長は、利子補給金の執行の適正を期し、利子補給事業の円滑な推進を図るため、その職員に、利子補給対象の事業所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第11 利子補給金の交付を受けた者は、当該利子補給に係る事業等の収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 利子補給金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第12 利子補給金の交付を受けた者は、当該利子補給に係る事業等の施行に関する書類及び帳簿等を、当該利子補給が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（利子補給の取消し等）

第13 市長は、利子補給金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により利子補給を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不適当と認めたとき。

（市長の指示）

第14 市長は、利子補給金の使用について、必要な指示をすることができる。

（雑則）

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 26 日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

年 月 日

金融機関名	銀行・信金・その他		金融機関コード						
支店名	支店・支所		支店コード						
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

様式第2号（第7関係）

誓 約 書

私は、茨木市新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金（以下「補給金」という。）の交付にあたり、下記の事項について誓約します。

1 私は、以下の給付対象者の要件のいずれにも該当します。（□にチェックしてください。）

- ☐ 本補給金の交付申請時点で市内に事業所を有して事業を営んでおり、今後も事業を継続する。
- ☐ 本補給制度の対象融資であり、国の3年間の特別利子補給を受給済である。
- ☐ 本利子補給対象融資に係る借入金を市内事業所の運転資金又は設備投資に充てている。また、本利子補給期間において、その他の機関から利子補給を受け、又は受ける予定はない。
- ☐ 市税を滞納していない、又は滞納解消に向けた手続をとっている。

2 私は、下記のいずれにも同意します。（□にチェックしてください。）

- ☐ 申請内容について、市からの問い合わせや資料の提供、是正等の求めがあれば誠実に応じ、補給金交付審査のため、市が営業実態等の確認を行うこと。
- ☐ 申請内容や利息額、返済等の状況、市税等の課税及び納税状況について、市が関係機関に照会すること。
- ☐ 申請内容や誓約事項に虚偽が判明した場合または補給金の交付後に対象者の要件に該当しないことが判明した場合は、利子補給金を返還すること。
- ☐ 申請内容に不備があった場合に、市が指定する期日までに追加書類の提出等がないとき、市税の滞納等が判明し、滞納等解消に向けての取組みが確認できない場合で市が指定する期日までに納付がないとき、申請者と連絡が取れず審査ができないときなど、不適当と認められたときは、市が当該利子補給金の交付申請に対して不交付決定として処理すること。

以上

（あて先）茨木市長

年 月 日

市内事業所所在地

事業所名

代表者名

㊞

（自署の場合は押印不要）

代表者の生年月日

年 月 日

様式第 3 号（第 8 関係）

茨木市指令 第 号

所在地

商号（法人名）

代表者名

様

茨木市新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 4 号（第 8 関係）

茨木市指令 第 号

所在地

商号（法人名）

代表者名

様

茨木市新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金について、不交付と決定したので通知します。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長